


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	川口 莊一	
件名	東大和市重度障害者大学等修学支援事業実施要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>重度障害者が大学等に修学するに当たり、大学等が修学に必要な支援体制を構築するまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供することにより、障害者の社会参加を促進するため、要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①対象者 大学等に在学している重度障害者</p> <p>②大学等の要件 ア. 障害のある学生の支援について協議、検討、意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署又は相談窓口が設置されていること。 イ. 常時介護を要する重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、大学等による支援が進められていること。</p> <p>③事業の内容 大学等が修学に必要な支援体制を構築するまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する。</p> <p>④事業の委託 登録事業者（指定障害福祉サービス事業者）に委託して実施する。</p> <p>⑤支援の費用 2時間まで 1時間当たり1,600円 2時間以降 30分当たり800円</p> <p>⑥利用者負担 支援の費用の10/100（所得により負担上限月額あり）</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>重度障害者に対して大学等への修学に必要な身体介護等の支援を提供することで、障害者の社会参加を促進することができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。